

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	届出等をしない者に対する障害児福祉手当の支払差止め
根拠法令等及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第12条
根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第12条、 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第1項
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項(2参照)の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>2 第35条第1項の規定</p> <p>手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。</p>